

合併の期日

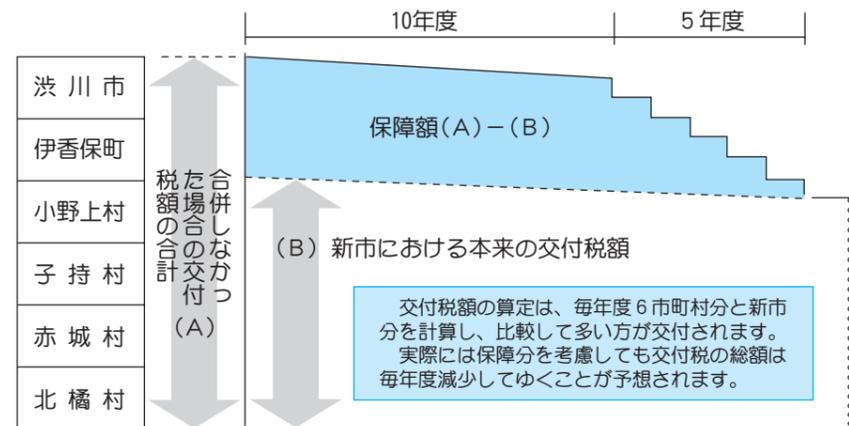
市町村合併が行われた場合、スケールメリット（規模が大きくなることによる優位性）により様々な経費の節減が可能になるといわれていますが、すぐには経費削減ができない種類の経費（例えば人件費など）もあります。また、合併後の市町村の速やかな一体性の確立や、地域の均衡ある発展を図るための公共施設の整備などに多額の経費を要することから、合併特例法に定める財政支援策を活用することが、新しいまちづくりにとって有利であると考えられます。

これらのことから、合併の期日は、合併特例法の適用が受けられる期限内とされました。

合併特例法に定める主な財政支援策

①地方交付税の額の算定の特例

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度は、関係市町村が、合併前の区域で存続している場合に算定される交付税の額の合計額を下回らないように算定される。その後5年度で段階的に縮減される。



②地方債の特例

新市建設計画に基づいて行う事業又は基金の積み立てのうち、合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、合併特例債を充てることができる。（充当率95%、元利償還金の70%が普通交付税措置される。）

〈例えば〉

新しい橋を架けたり、市町村をつなぐ道路を作ったりして100億円かかったとします。100億のうち95%は起債（借金）できます。その元利償還金の70%が交付税措置されますので、 $100 \text{億円} \times 0.95 \times 0.7 = 66.5 \text{億円}$ とその利子分は、交付税で国から支援してもらえます。逆をいうと、 $100 - 66.5 = 33.5 \text{億円}$ とその利子分は、新市の自己負担ということになります。

合併特例債は有利な起債ですが、約1/3は持ち出しがあることを理解した上で、将来の財政状況を考慮して利用しなければなりません。



新市の事務所の位置

事務所の位置については、地方自治法の中で「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わねばならない。」と定められています。

住民のみなさんにとって、役場が遠くなることは非常に不便な点が多いと思われます。そこで渋川地区では、総合支所方式を採用することとしました。これは渋川市役所を本所とし、現在の5町村役場を総合支所として一部の管理部門以外の仕事は、当面の間、すべて総合支所に残す方式です。